

板橋区補充教職員（事務・栄養士・養護教諭）設置要綱

（令和元年11月25日 区長決定）

（令和4年4月7日改正）

（目的）

- 第1条 この要綱は、区立小学校及び中学校において、教職員（事務・栄養士・養護教諭）に欠員が生じた場合又は事務における規模補正対象校（事務）及び要保護・準要保護補正対象校（事務）に該当した場合、教職員を補充し、適正な学校運営を図るため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、補充教職員（事務・栄養士・養護教諭）（以下「補充教職員」という。）の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 規模補正対象校（事務）及び要保護・準要保護補正対象校（事務）については、東京都教育委員会が定める基準によるものとする。
 - 3 補充教職員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

（職務）

第2条 補充教職員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- （1）事務 学校事務（経理業務、学籍管理、パソコン入力作業、書類整理、電話対応、窓口業務等）
- （2）栄養士 小中学校の献立作成、発注等
- （3）養護教諭 小中学校の児童・生徒の健康管理等
- （4）前各号に付随する事項

（設定数）

第3条 補充教職員の設定数は、43人とする。

（任用）

第4条 補充教職員は、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。

- （1）事務 義務教育を終了した心身が健全な者
 - （2）栄養士 義務教育を終了し、かつ、栄養士免許証、管理栄養士免許証又は栄養教諭免許状を有する心身が健全な者
 - （3）養護教諭 義務教育を終了し、かつ、養護教諭免許状を有する心身が健全な者
- 2 第2条で定める職務のうち、事務は会計年度任用職員の給料及び報酬の額を定める規則（令和元年板橋区規則第42号）の補充教職員任用区分Aを適用し、栄養士は同規則同職任用区分Bを適用し、養護教諭は同規則同職任用区分Cを適用する。
- 3 任用に当たっての選考の方法は、教育委員会事務局次長が別に定める。
 - 4 補充教職員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
 - 5 補充教職員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

（任用決定者の提出書類）

第5条 補充教職員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- （1）履歴書
 - （2）健康診断書
 - （3）その他教育委員会事務局指導室長（以下「指導室長」という。）が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度すみやかに届け出なければならない。

（任期）

第6条 補充教職員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする。

- 2 区長は、補充教職員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 補充教職員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の方限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 補充教職員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の方戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

第9条 補充教職員の方務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第10条 補充教職員の方務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、事務（規模補正及び要保護・準要保護補正）は年60日を上限、事務（欠員補充）は年230日を上限、栄養士及び養護教諭（欠員補充）は年223日を上限とし、勤務日は勤務場所の学校長が定める。
 - (2) 勤務時間は、1日につき7時間45分を上限とする。
 - (3) 補充教職員の方務の正規の勤務時間は8時15分から16時45分まで（次号の休憩時間を含む）を基準として勤務場所の学校長が定める。
 - (4) 補充教職員の方憩時間は45分間とし、勤務場所の学校長が定める。
- 2 前項に定めるもののほか、補充教職員の方務時間等に関することは、会計年度任用職員の方務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第11条 補充教職員の方務場所は、指導室長が定める。

(休暇等)

第12条 補充教職員の方暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第13条 補充教職員における職務に専念する義務の免除は、職員の方務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年板橋区条例第17号）、職員の方務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第14条 補充教職員の方与及び費用弁償は、会計年度任用職員の方与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）及び会計年度任用職員の方与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第39号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第15条 補充教職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の方務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第16条 補充教職員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(研修)

第17条 補充教職員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第 18 条 補充教職員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

(人事評価)

第 19 条 補充教職員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令甲第 20 号）の定めるところによる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱施行に関し必要な事項は、指導室長が別に定める。

付 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 4 年 4 月 7 日から施行する。